

その一票は明日を変えます 群馬県議会議員選挙

4月7日(日)は群馬県議会議員選挙の投票日です。あなたの大切な一票を無駄にせず、必ず投票しましょう。

選挙管理委員会事務局 ☎027・8998・6742

告示日
3/29(金)

投票日
4/7(日)
7:00~19:00
※一部18:00まで

開票
4/7(日)
20:10~

● 選挙の日程など

期日Ⅱ(告示日) 3月29日(金)

(投票日) 4月7日

投票時間Ⅱ 7時~19時(三夜沢赤城神社氏子会館・西大河原集落センターは18時まで)

投票所Ⅱ 市内100カ所

投票できる人Ⅱ 平成13年4月8日以前に生まれた人で、平成30年12月28日以前から本市の住民基本台帳に引き続き記録され、選挙人名簿に登録されている人

● 投票所入場券

投票所入場券は折りたたみ式のハガキで、世帯主宛てに郵送します。ハガキを開くと同一世帯4人分の入場券が表示されています。切り離して投票所へ持参してください。有権者が5人以上の世帯は複数のハガキを郵送します。入場券に投票所施設名と投票所の略図、投票時間を記載していますので確認してください。入場券を紛失した場合は、投票所で再発行します。投票所係員に申し出てください。

入場券については市民課 ☎027・8998・6102

● 選挙公報

候補者の政見などを掲載した選挙公報は、告示日以降、速やかに上毛朝日・毎日・読売・産経・東京日本経済新聞の朝刊に折り込む予定です。これらの新聞を購読していない場合は、本市選挙管理委員会事務局へ連絡してください。新聞の折り込みに併せて、市役所・水道局・各市民サービスセンターなどの市有施設、市内のJR各駅、上毛電鉄中央前橋駅・大胡駅、各郵便局にも選挙公報を設置します。また、県選挙管理委員会ホームページにも掲載されます。

● 開票など

開票は当日20時10分から市立前橋高で実施。投票状況と開票結果は、県や本市ホームページで速報を公表します。



さまざまな投票方法があります

投票方法には、指定された投票所で投票する以外にさまざまな方法があります。それぞれの条件に当てはまる

場合は投票方法を選ぶことができます。詳しくは選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

転居した人の投票

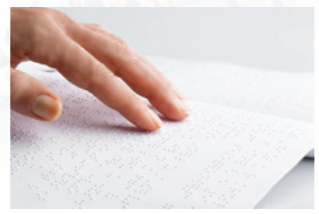
3月14日(休)以降に市内転居の届出をした人は、転居前の投票所で投票してください。

投票する日までに県外へ転出した人は投票できません。

県内に転出した場合で、本市の選挙人名簿に登録されている人は各市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する証明書」を提示するか、投票所で引き続き県内に住所を有することの確認を受ければ投票できます。

代理投票・点字投票

体が不自由で字を書くことができない人は、投票所の係員が代わって記載します。また、目の不自由な人は点字で投票できます。投票所係員に申し出てください。



不在者投票

投票資格がある市外に滞在中の人は、滞在する市区町村の選挙管理委員会を通じて、不在者投票ができます。本市が滞在する市町村にお問い合わせ早めに手続きをしてください。

病院や福祉施設に入院・入所中の人

県選挙管理委員会が指定した病院、老人・身体障害者施設などに入院・入所中の人、施設内で投票できます。施設担当者に申し出てください。

期日前投票所

投票日当日に仕事や旅行などで投票に行くことができない場合、期日前投票所で宣誓書を記入し、あらかじめ投票ができます。期日前投票はどの会場でも投票ができます。入場券を持参し、利用しやすい期日前投票所で投票してください。

期日前投票所・投票日時

- 市役所1階市民ロビー
3月30日(土)~4月6日(土)
8時30分~20時
- 各支所・市民サービスセンター・前橋プラザ元気21内31研修室
4月1日(月)~6日 9時~20時

郵便などによる不在者投票

投票所へ行くことが困難な重度の障害のある人は、自宅で投票できる「郵便等による不在者投票制度」が利用できます。この制度を利用するときは、事前に、本市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。

投票用紙の請求期限=4月3日(水)

